

○第37回肥料・飼料等専門調査会

日時：平成22年4月16日（金）14：00～16：15

場所：食品安全委員会 中会議室

議事概要：

（1）対象外物質（注）の食品健康影響評価について

1）アスパラギン、グルタミン、チロシン、バリン

・審議の結果、「動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*アミノ酸で、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されます。

2）セリン、ヒスチジン

・審議の結果、「動物用医薬品として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものであると考えられる。」とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

\*アミノ酸で、動物用医薬品として使用されます。

（注）対象外物質とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質です。

（2）飼料添加物（エフロトマイシン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ADIを0.0018mg/kg体重/日とすることが了承され、評価書(案)を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとされた。

\*抗生物質で、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進を目的とする飼料添加物として、指定されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準が設定されています。

（3）その他

・厚生労働省から報告を受けた飼料添加物及び動物用医薬品オラキンドックス、動物用医薬品セフキノムの推定摂取量等について、確認された。

\*オラキンドックスは抗菌剤で、豚の細菌性下痢症の防止を目的に使用されます。国内では、飼料添加物の指定及び動物用医薬品の承認はありません。

\*セフキノムは抗菌剤で、牛の肺炎治療に用いられます。